

「健康経営」広がっています！ 企業の未来は従業員の健康づくりから



従業員の健康を企業の財産ととらえ、企業の成長のために、
従業員の健康づくりに積極的・戦略的に取り組むことです。

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営は「健康経営」宣言からはじめましょう！

協会けんぽ長崎支部では、長崎県と共同で、「健康経営」に取り組む企業のサポートや、「健康経営」の普及に向けて、「健康経営」宣言事業を行っています。

長崎県内の協会けんぽ加入の事業所に、「健康経営」に取り組むことを宣言していただき、健診受診率の向上や職場での運動、禁煙など、「5つの取り組み」を進めていただくものです。

協会けんぽも無料でサポートいたしますので、ぜひ「健康経営」宣言事業にお申込みをお願いします。

「健康経営」宣言事業へのお申込み方法

協会けんぽ長崎支部へ「健康経営」宣言事業の「登録票(※)」を郵送またはFAXにてご提出ください。

宣言開始後、以下の進め方に沿って「5つの取り組み」に取り組んでいただきます。

※「登録票」及びパンフレットについては、右の二次元コードからダウンロードができます。

ご不明な点があれば、長崎支部企画総務グループまでご連絡ください。



「健康経営」宣言事業のすすめ方

STEP1

「健康経営」宣言事業
への参加を申し込む

「登録票」に必要事項
をご記入いただき、
協会けんぽ長崎支部
へご提出ください。

STEP2

従業員の皆様に「健
康経営」に取り組む
ことを宣言

宣言書をお送りい
たしますので、社内
に掲示する等願
います。

STEP3

「5つの取り組み」に
取り組む

健診受診促進などの
「5つの取り組み」へ
取り組んでいただき
ます。

STEP4

翌年度、「取り組み評
価シート」を提出

「5つの取り組み」へ
の取り組み内容を、
アンケート形式で報
告いただきます。

STEP5

取り組み内容が優れ
た事業所様に「認定
証」を交付

長崎県知事と協会け
んぽ長崎支部長の連
名による認定証を交
付します。

「5つの取り組み」

- ①生活習慣病予防健診受診向上への取り組み
- ②健診結果による医療機関受診の徹底と保健指導の活用への取り組み
- ③事業所全体で継続的な健康増進や改善に向けた取り組み
- ④禁煙・受動喫煙対策に関する取り組み
- ⑤メンタルヘルスへの取り組み

令和8年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年度の予定

●送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬(予定)にかけて順次送付いたします。

●提出期限

令和8年12月11日(金)

●確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円(60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や令和8年4月1日以降に認定された者を除く)

※ 上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

令和7年度の実績

令和7年度被扶養者資格の再確認にご協力いただき、誠にありがとうございました。
被扶養者資格の再確認の実施により、被扶養者の解除となった方は次のとおりです。

被扶養者の解除となった方:約18.8万人

被扶養者の解除により見込まれる前期高齢者納付金の負担軽減額:約6億円

なお、被扶養者の解除となった理由として、「就職して健康保険の資格を取得したものの、被扶養者から解除する届出を年金事務所へ提出していない」というものが多くを占めています。

就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その都度年金事務所へ「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、協会けんぽ長崎支部までお問い合わせください。

